

# 皆さんの力が、大きな支えに

寄附を募集しています

ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを行います。皆さんの支援をお待ちしています。

受付期間 7月3日(金)～9月30日(水)

## 1 地域猫活動に関する寄附



☎ 人権・市民生活課 ☎9147

野良猫による、ふん尿被害、発情期の鳴き声やケンカ、猫好きな人と嫌いな人の住民トラブルなど、生活環境に関わる問題が発生しています。

これらの問題を解決するために活動している、地域猫活動団体を支援していくため、寄附を募集し、人と猫が共生できるまちを目指します。

目標金額 100万円

※寄附の方法など、詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせください



### ●地域猫活動とは

地域が主体となって、野良猫の不妊・去勢手術を行い、えさのやり方やふんの始末などに関するルールを定め、野良猫を適切に管理し、トラブルを減らすとともに、野良猫の数も減らして、住みよい地域にしていく活動です。

※詳しくは、市ホームページを確認してください



### ●猫の飼い主さんへ

野良猫を増やさないために、次のことを心がけてください。

- ・屋内飼育をする。
- ・不妊去勢手術をする。
- ・首輪をして身元の表示をする。
- ・終生飼養をする(捨てない)。

※猫を捨てることは、法律により、1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます

### ●野良猫にえさを与えている人へ

無責任にえさを与えると、野良猫が集まり、ふんをしたり、ごみを荒らしたりします。また、飼い主のいない子猫が増え、結果的に地域の皆さんに迷惑がかかります。えさを与えるのなら、責任を持って飼いましょう。どうしても飼えない場合は、地域の皆さんの理解を得ながら、地域猫活動に取り組みましょう。

## 2 はつかいち環境フェスタに関する寄附



☎ 環境共生課 ☎9224

はつかいち環境フェスタは、地球温暖化などの環境問題をより身近に体験することで、環境保全への関心と理解を深め、市民・事業者が小さなことから取り組むきっかけになることを目的に開催しています。

環境フェスタをさらに盛り上げるため、寄附を募集し、ゼロカーボンシティの実現や、豊かな自然環境の継承を目指します。

目標金額 100万円

※寄附の方法など、詳しくは、市ホームページを確認するか、問い合わせください



### ●はつかいち環境フェスタとは

市最大級の環境イベントで、平成23年に初めて開催してから16年目を迎えます。企業などによるブース出展やワークショップ、子どもフリマ、講演会などが楽しめる参加体験型のイベントです。

※10月25日(日)に開催予定のはつかいち環境フェスタ2026に来場された寄附者にはノベルティを配布予定です

### ●オールはつかいちでゼロカーボンシティを目指して

本市は、令和4年に市民・事業者・行政でカーボンニュートラル(※1)を目指す「ゼロカーボンシティ(※2)」への挑戦を宣言し、さまざまな取り組みを実施しています。また、宮島は、広島県で唯一のゼロカーボンパーク(※3)に登録されています。

(※1) 温室効果ガスに関して、排出量と吸収量(自然環境などによる)をプラスマイナスゼロにするという考え方

(※2) 2050年までにカーボンニュートラルを目指すこと公表した自治体のこと

(※3) 国立公園で先行して脱炭素化に取り組むエリアのこと

### 1・2 共通

- ・通常のふるさと納税と同様に、控除上限額内の2千円を超える部分に関しては、所得税や住民税の還付・控除の対象となります
- ・お礼の品はありません

令和8年度

令和9年4月1日採用予定の職員を募集します

# 廿日市市職員採用試験

☎ 人事課 ☎9104 (試験区分「保健師」「栄養士」)  
☎ 消防本部総務課 ☎9231 (試験区分「消防」)

## 募集要項

試験区分	採用予定人数	主な受験資格	第1次試験日
保健師	2人程度	・平成3年4月2日以降に生まれた人 (令和9年4月1日現在で35歳以下の人) ・保健師の資格を有する人、または令和9年4月1日までに資格を取得する見込みの人	9月6日(日)
栄養士	1人程度	・平成8年4月2日以降に生まれた人 (令和9年4月1日現在で30歳以下の人) ・栄養士の資格を有する人、または令和9年4月1日までに資格を取得する見込みの人	
消防	3人程度	平成11年4月2日以降に生まれた人 (令和9年4月1日現在で27歳以下の人)	

## 申込方法

市ホームページまたは受験案内などの二次元コードから申し込んでください。

※詳しくは、受験案内で確認してください

※試験区分「事務(職務経歴者)」は8月上旬に公表します

市ホームページ▶



# 市民センター使用料の支払いに PayPay が利用できます

☎ 地域振興課 ☎9138

7月から市民センター窓口での市民センター使用料などの支払いに、キャッシュレス決済(PayPay)が利用できるようになります。

PayPayアプリで、窓口に設置している二次元コードを読み取ることで、アプリの残高から支払いができます。

これまでどおり、窓口での現金支払いも可能です。

